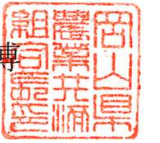


公 告

岡山県農業共済組合事業規程第38条の規定により農作物（麦）共済（令和8年産）に係る単位当たり生産金額を次のとおり公告します。

令和7年 12月9日

岡山県農業共済組合
組合長理事 石井 博



○令和8年産農作物(麦)共済単位当たり生産金額
＜災害収入共済方式＞(単位:円)

【1類・小麦】

		規格1	規格2	規格3	規格4	規格5	規格6	規格7	規格8	規格9	規格10	規格11	規格12
		1等A	1等B	1等C	1等D	2等A	2等B	2等C	2等D	規格外	種子(合格)	準種子1等	準種子2等
対象麦	ふくほのか (免税単価)	143.85	135.52	133.02	132.02	118.52	110.18	107.68	106.68	18.00	216.63	203.37	179.73
	ふくほのか (課税単価)	137.02	128.68	126.18	125.18	111.68	103.35	100.85	99.85	18.00	216.63	203.37	179.73
	せときらら (免税単価)	182.18	173.85	171.35	170.35	156.85	148.52	146.02	145.02	18.00			
	せときらら (課税単価)	175.35	167.02	164.52	163.52	150.02	141.68	139.18	138.18	18.00			
	その他 (免税単価)				132.02					106.68	18.00		
	その他 (課税単価)				125.18					99.85	18.00		
		規格1	規格2	規格3	規格4	規格5	規格6	規格7	規格8	規格9	規格10	規格11	規格12
		1等				2等				規格外	種子(合格)	準種子1等	準種子2等
対象麦 以外	ふくほのか	44.35				38.35				18.00	216.63	203.37	179.73
	せときらら	44.35				38.35				18.00			
	その他	44.35				38.35				18.00			

【5類・二条大麦】

		規格1	規格2	規格3	規格4	規格5	規格6	規格7	規格8	規格9	規格10	規格11	規格12	規格13	規格14	規格15
		ビール1等	ビール2等	ビール等外上	大粒大麦1等A	大粒大麦1等B	大粒大麦1等C	大粒大麦1等D	大粒大麦2等A	大粒大麦2等B	大粒大麦2等C	大粒大麦2等D	規格外	種子(合格)	準種子1等	準種子2等
対象麦(免税単価)	スカイゴールデン サチホゴールデン	148.18	136.64	113.98	148.20	139.80	137.40	136.40	125.00	116.60	114.00	113.00	27.00	211.16	198.96	187.16
対象麦(課税単価)	スカイゴールデン サチホゴールデン	148.18	136.64	113.98	141.20	132.80	130.40	129.40	118.00	109.60	107.00	106.00	27.00	211.16	198.96	187.16
対象麦以外 スカイゴールデン サチホゴールデン	ビール1等	ビール2等	ビール等外上	大粒大麦1等				大粒大麦2等				規格外	種子(合格)	準種子1等	準種子2等	
	148.18	136.64	113.98	23.80				17.80				27.00	211.16	198.96	187.16	

【12類・はだか麦】

		規格1	規格2	規格3	規格4	規格5	規格6	規格7	規格8	規格9
		1等A	1等B	1等C	1等D	2等A	2等B	2等C	2等D	規格外
対象麦	キラモチ (免税単価)	272.67	264.33	261.83	260.33	240.50	232.17	229.67	228.33	14.00
	キラモチ (課税単価)	263.83	255.50	253.00	251.50	231.67	223.33	220.83	219.50	14.00
	その他 (免税単価)				260.33				228.33	14.00
	その他 (課税単価)				251.50				219.50	14.00
		規格1	規格2	規格3	規格4	規格5	規格6	規格7	規格8	規格9
		1等				2等				規格外
対象麦 以外	キラモチ	110.17				104.17				14.00
	その他	110.17				104.17				14.00

- (注) ① 対象麦とは、対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。)が耕作の業務を営む耕地に係る麦。
- ② 1等・2等規格及び規格外の単位当たり生産金額は、播種前に入れもしくは相対の方法によって決定された直近の3カ年の民間流通契約価格から販売手数料相当額を控除した価格を算術平均した金額。なお、対象麦はこの価格に等級、区分ごとの経営所得安定対策の数量払交付金(課税・免税単価の別)を加えた金額。
- ③ 種子価格については、主要農作物種子価格審議委員会の審議を経て、全国農業協同組合連合会岡山県本部が定めた令和4～6年産の3カ年の価格を算術平均した金額。
- ④ 告示単価1位は、普通麦、ビール麦又は種子麦の国の告示単価第1位の金額をそれぞれの生産数量割合を重みとして算術平均して算出。